

既製品装具のリスト収載検討 ワーキンググループについて

1. 治療用装具に係る既製品のリスト化について

治療用装具に係る既製品のリスト化について

現状と背景

- 治療用装具に係る療養費は、「治療用装具の療養費支給基準について」(S36.7.24保発54号)において「障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(H18.厚生労働省告示528号)別表1「購入基準」中に定められた装具の価格を基準として算定することとされている。
- この「購入基準」は、支給額を算定する場合の基準であって、支給対象装具の範囲までも示したものではない。
- 最終的には、保険者判断により支給することが可能となっているが、償還の対象となるかどうか判断が分かれるケースが散見される。
- 療養費支給の対象となる治療用装具は、オーダーメイドで製作されたものが基本であるが、疾病または負傷の治療遂行上必要な範囲のものであれば、既製品であっても保険者判断により療養費を支給することが可能となっている。
- 近年既製品に係る申請が増加しているが、「購入基準」はオーダーメイドを念頭に作られており、既製品に関する基準ではないことから、既製品に関しては、療養費の支給対象となるかどうか特に曖昧になっている。



- 療養費の支給に係る既製品の扱いについては、保険者の対応においても差があるとの指摘があり、一定の基準を満たす既製品をリスト化することで、支給決定の円滑化に資することが期待される。



療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品をリスト化

リスト化に当たってのリスト化の対象及び基本的な考え方について

リスト化の対象

- 以下の条件をすべて満たす既製品をリスト化の対象とする。
 - ① 完成品であること
 - ② 疾病または負傷の治療遂行上必要なものであること
 - ③ オーダーメイドで製作した場合のものと同等もしくはそれに準ずる機能が得られるものと認められるもの

基本的な考え方

- ① 対象品目の追加や見直しを随時行っていく予定 ①から③については、平成28年9月23日通知で明記
- ② リスト掲載された製品であっても、療養費としての最終的な支給の可否は、個々の患者の状況に応じて、正当な利用目的、必要性の有無及び代替品の可否に鑑みて、保険者において判断する。
- ③ リスト掲載されていない製品であっても、個別の製品及び事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を判断する。
- * リスト掲載されていない製品であっても、療養費としての支給対象とすることが適当と認められたものについては、今後随時専門委員会に諮り、リスト掲載を行う予定。
- ④ リスト掲載された製品については、適正な基準価格の設定のため、どのような方法が考えられるか、今後検討。

リスト化された治療用装具(平成28年9月23日保発0923第3号)①

部位による区分	機能による名称分類	型式(基本構造)	製品名	メーカー名	製造品・輸入品の別	適応例(対象疾患・症状)	装具の機能・目的	備考
下肢装具	膝装具	軟性	膝サポーターACL (POゲルテックスACL)	日本シグマックス株式会社	製造品	(疾患)膝前十字靭帯損傷等 (症状)脛骨前方引出現象, 膝関節動揺, 疼痛	(機能)膝関節側方動揺制限, 脛骨前方引出の抑制 (目的)膝の屈伸を妨げずに脛骨の前方引出を抑制する	
下肢装具	膝装具	軟性	ニーブレース	アルケア株式会社	製造品	(疾患)膝関節外傷, 骨折, 靭帯損傷, 半月板等の障害 (症状)膝関節の動揺, 疼痛, 変形	(機能)膝関節の動揺, 疼痛を防ぐ (目的)膝関節を伸展位に保持し, 安静を保つ	
下肢装具	膝装具	軟性	ニーグリップ・OA1	アルケア株式会社	製造品	(疾患)変形性膝関節症等 (症状)膝関節の動揺, 疼痛, 変形	(機能)膝関節の軽度側方動揺制限 (目的)膝関節の安定性を保つ	
下肢装具	短下肢装具	硬性	ピンカム	Breg, Inc.	輸入品	(疾患)アキレス腱断裂, 足関節靭帯損傷 (症状)疼痛, アキレス腱の短縮	(機能)足関節の可動域制限 (目的)アキレス腱断裂に対し足関節角度を段階的に変更	
下肢装具	短下肢装具	硬性	オルトトップAFO	パシフィックサプライ株式会社	製造品	(疾患)腓骨神経麻痺, 脳血管疾患等 (症状)下垂足	(機能)足関節中間位保持 (目的)足関節を中間位に保持し, 歩行訓練を行う	
下肢装具	短下肢装具	軟性	アングルサポート	アルケア株式会社	製造品	(疾患)足関節内・外側副靭帯損傷, 足関節捻挫 (症状)足関節の動揺, 疼痛	(機能)足関節の側方動揺, 距骨の前方動揺を防ぐ (目的)足関節の安定性を保つ, 足関節内外反抑制	
体幹装具	頸椎装具	カラーあご受けのあるもの	フィラデルフィアカラー	オズール	輸入品	(対象)頸椎・頸髄損傷, 頸椎捻挫等 (症状)疼痛, 四肢の麻痺等	機能)頸椎の固定 (目的)頸椎を固定し安静位に保持する	

※ 「部位による区分」、「機能による名称分類」及び「型式(基本構造)」の欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)別表1(3)装具の表の「区分」、「名称」及び「基本構造」に準拠。

リスト化された治療用装具(平成28年9月23日保発0923第3号)②

部位による区分	機能による名称分類	型式(基本構造)	製品名	メーカー名	製造品・輸入品の別	適応例(対象疾患・症状)	装具の機能・目的	備考
体幹装具	胸椎装具 腰椎装具	金属枠	ジュエツトプレイバック	中村ブレイス株式会社	製造品	(疾患)脊椎圧迫骨折等 (症状)疼痛, 痺れ	(機能)体幹の前屈制限 (目的)骨折した椎体前方にかかる負荷を軽減	
上肢装具	肩装具	-	ショルダーブレースER	アルケア株式会社	製造品	(疾患)肩関節脱臼 (症状)疼痛, 肩の運動制限	(機能)肩関節外旋位保持 (目的)肩関節の脱臼を整復	
上肢装具	肩装具	-	スリングショット3	Breg, Inc.	輸入品	(疾患)肩腱板断裂術後, 上腕骨大結節術後等 (症状)肩の疼痛, 可動域制限	(機能)肩関節の外転位保持 (目的)術後の肩の安静位保持でメカニカルストレスを軽減	
上肢装具	手背屈装具	-	手関節固定装具ショート(POリストサポート2)	日本シングマックス株式会社	製造品	(疾患)腱鞘炎, 手根管症候群, 橈骨遠位端骨折等 (症状)疼痛, 痺れ	(機能)軽度な手関節の固定 (目的)手関節を安静位に保持すること	
上肢装具	指装具 短対立装具	-	4074 ダイアゴナルショート	オットーボックス・ジャパン株式会社	輸入品	(疾患)母指CM関節症, ドゥ・ケルバン病等 (症状)疼痛	(機能)手関節, 母指CM関節の軽度な運動制限 (目的)過用による疼痛の軽減	
上肢装具	指装具	-	CMバンド(CMシリコーン, CMシリコーンハードを含む)	中村ブレイス株式会社	製造品	(疾患)母指CM関節症 (症状)母指の疼痛	(機能)母指の運動制限, 長母指外転筋腱の圧迫 (目的)母指の疼痛軽減	
上肢装具	指装具(指用逆ナックルベンダー)	-	マレットフィンガースプリント	株式会社松本義肢製作所	製造品	(疾患)腱性・骨性マレットフィンガー (症状)槌指変形	(機能)IP関節の伸展位保持 (目的)IP関節の槌指変形の防止	

※ 「部位による区分」、「機能による名称分類」及び「型式(基本構造)」の欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく補装具の 種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528号)別表1(3)装具の表の「区分」、「名称」及び「基本構造」に準拠。

2. 既製品装具のリスト収載検討 ワーキンググループについて

1. 開催の趣旨

- 平成28年8月30日に開催された第2回治療用装具療養費検討専門委員会において、委員から治療用装具に係る既製品のリスト化作業に当たっては、別の専門的な組織で審査を行うべきではないかとの趣旨の意見があった。
- このため、治療用装具に係る既製品のリスト化作業に当たり、既製品の装具について、より専門的な立場から、具体的かつ技術的な検討を効果的に進めるため、「既製品装具のリスト収載検討ワーキンググループ」を開催し、審査を行う。

2. 検討事項

- (1) 既製品の装具についてのリスト収載の検討
- (2) 既製品の治療用装具についての適正な基準価格の設定のための調査
- (3) その他、既製品の治療用装具に関すること

3. ワーキンググループの位置づけ

- 厚生労働省保険局長が主催するワーキンググループ
(治療用装具療養費検討専門委員会とは独立した組織であるが、ワーキンググループでの検討結果を踏まえて、専門委員会がリスト収載を決定。庶務は、保険局医療課が行う。)

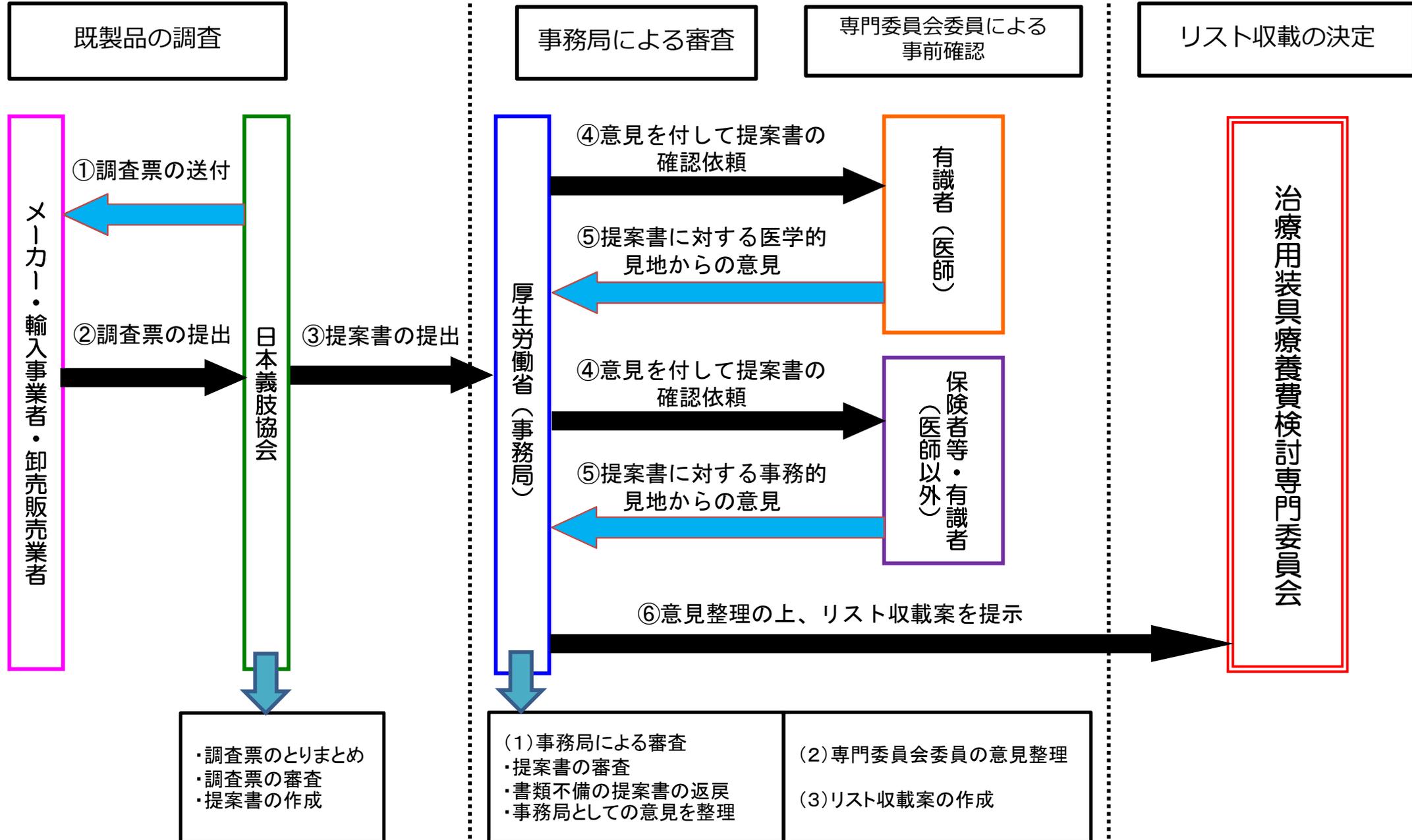
4. 構成員

- (1) ワーキンググループの構成員は、以下のとおり。
- ・ 装具療法に関して知見を有する医師(1名程度)
 - ・ 装具を専門とする工学研究者(2名程度)
 - ・ 治療用装具療養費の支給事務に携わっている保険者を代表する者(2名程度)
- (2) ワーキンググループの構成員は、厚生労働省保険局長が委嘱する者とし、座長は構成員の中から厚生労働省保険局長が指名する。
- (3) 構成員以外の関係者の出席を求めることができることとする。

5. その他

- 率直な意見の交換を確保する必要があること等の観点から、会議は原則非公開とする。

既製品のリスト化の流れ(現行)



既製品のリスト化の流れ(見直し案)

